

申告期限の延長申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、災害その他やむを得ない理由によって決算が確定しない等のため、法人税の確定申告書又は連結確定申告書とその提出期限までに提出できないときに、法人税法第75条又は第81条の23の規定によりその提出期限の延長を申請する場合(国税通則法第11条の規定によって既にその提出期限延長が認められている場合を除きます。)に使用してください。
なお、会計監査人の監査を受けなければならないこと等法人税法第75条の2第1項又は第81条の24に掲げる理由による場合には、「申告期限の延長の特例の申請書」を使用してください。
- 2 この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれに掲げる期限までに納税地の所轄市長に1通提出してください。
確定申告書の延長・・・申請しようとする事業年度終了の日の翌日から45日以内
連結確定申告書の延長・・・申請しようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内

(注) この申請書により連結確定申告書の提出期限の延長が認められると、この提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。

- 3 各欄は、次により記載します。
 - (1) 申請本文の

}	事業年度の法人市民税の確定申告書
	連結事業年度の法人市民税の連結確定申告書

 には、いずれか該当する に
レ印を付してください。
 - (2) 「申告期限延長の指定を受けようとする期日」欄には、法人市民税の確定申告書又は連結確定申告書を提出することができる日と認められる日を記載してください。
 - (3) 「確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限までに決算が確定しない又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由」欄には、決算が確定しない等の理由となっている災害等の事実と指定を受けようとする期日まで申告書を提出することができない事業をできるだけ詳細に記載してください。
 - (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。
 - (5) 「 」欄は、記載しないでください。
- 4 この申告期限の延長が認められた場合には、延長された期間(指定を受けた期日前に確定申告書又は連結確定申告書を提出した場合には、その提出した日までの期間)について利子税を納付する必要があります。

(注) この申請書により法人市民税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。